

5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 名古屋市全体に関する事項

(1) 文化財の保存及び活用の現状と今後の方針

名古屋市には、国、愛知県、名古屋市の指定文化財が総数 381 件（令和 5 年 10 月 31 日現在）存在している。その内訳は、国指定 145 件、県指定 109 件、市指定 127 件である。指定文化財の他に、国選定保存技術 1 件、国登録文化財が 114 件ある。これらの文化財は、文化財保護法、愛知県文化財保護条例、名古屋市文化財保護条例及びそれらの関連法令・規則などにに基づき、法令の趣旨を損なうことのないよう、文化財の価値の維持に努め、保護の措置を講じている。

一方、本市には、名古屋の辿ってきた歴史的、地理的、文化的な諸条件の下で今日まで伝えられてきた未指定のさまざまな文化財が存在する。こうした地域に根ざした身近な文化財に対しては、平成 23 年、「語りたくなるまち名古屋」の実現をめざして、「名古屋市歴史まちづくり戦略」を定め、身近な歴史的建造物の「登録」「認定」制度、保存活用に向けた技術的支援及び、事業を推進する人材育成に着手し、未指定の建造物や歴史的景観を残す風景をも含め、地域と一体となったまちづくりを進めることにより、未指定の身近な文化財を保存していかうとするあらたな制度を確立し運用をしているところである。

また、守山区志段味の地に残る志段味古墳群の保存に努め、平成 27 年度より古墳群の保存・活用のための整備を行い、令和元年度の全面供用開始後は、ガイダンス施設の「体感！しだみ古墳群ミュージアム」を拠点として、古墳群の公開活用を進めてきた。

こうした現状を踏まえ、今後は今般作成する「名古屋市歴史的風致維持向上計画（第 2 期）」とともに、名古屋の歴史と文化財を今に活かし、名古屋らしい風情・伝統など、人々の生活ともども未来に向けて保存活用する施策を積極的に推進することとしている。

なかでも、従来から行ってきた文化財の調査及び指定、個々の有形文化財の修理費用や無形の文化財などの後継者育成に対する補助制度の充実に引き続き努める。

市内には、重点区域の外にも国指定の文化財が点在している。これらの文化財の保存及び管理については、文化財保存活用計画に基づいて行われるべきであり、引き続き文化財保存活用計画の策定に向けた課題の整理に努めていく。

（２）文化財の修理に関する方針

文化財を未来永劫にわたって保存管理して行くことは、我々に与えられた使命であり、適切な保存のために、最も有効な手立てを講じなければならない。そのための手段の一つが、保存修理である。修理においては、文化財保護法や県・市の文化財保護条例に基づいて適切な手続きを取るとともに、歴史的な資料、調査に基づいて真正性を担保して行う必要がある。文化財のもつ本質的価値を損なうことなく修理するためには、伝統的な技法、技術、材料を用いることはいうまでもないが、必要に応じて最新の技術・材料を取り入れていくことも肝要である。文化財保護を主管とする文化庁等の指導・助言を得ながら文化財修理を実施して行く方針である。

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、旧石器時代から現代までの尾張地方の歴史・文化を常設展示するとともに、地域史をさまざまな角度から捉えた企画展示を開催する名古屋市博物館や尾張徳川家伝来の書物を収蔵展示する名古屋市蓬左文庫、この地で活躍した豊臣秀吉・加藤清正の事蹟を紹介する名古屋市秀吉清正記念館、名古屋城とその時代の文化を展示する名古屋城西の丸御蔵城宝館、市内一円の発掘調査と弥生時代の見晴台遺跡を紹介する見晴台考古資料館、志段味古墳群を中心に古墳時代の遺跡を紹介する「体感！しだみ古墳群ミュージアム」などの公共博物館や、徳川美術館をはじめとする私立の博物館が数多く存在する。

これらの博物館施設が、名古屋と尾張の歴史・文化を理解する有効な手段となっていることは確かであるが、各館とも入場者の減少や、施設の手狭さ（特に収蔵部門）の解消という難問に向き合っている。

これまで、各館が連携した統一テーマによる展覧会の開催、共通入場券の発行、施設間を結ぶルートバスの設定などの施策を推進し、一定の効果はあげているが、なお一層の努力が求められる。ことに、名古屋の歴史的風致を語る拠点施設である、名古屋市博物館は、開館後 40 年以上が経過し、増大する資料の収蔵庫不足、展示室の面積不足、など施設の根本にかかわる問題に直面している。「名古屋市博物館の魅力向上基本計画」に基づき改修工事を実施し、より市民に親しまれる博物館づくりを目指す。

（４）文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の保護、特に建造物や史跡など、土地に密着する文化財は、個々の物件

を単体で保存すればよいというものではなく、周辺環境とともに活かされ、保存されるべきである。そのためには、都市計画法や景観法、緑地保全のための諸法規などとの連携が不可欠である。

特に、周辺環境と一体として保全を図らなければならない地区は、昭和 59 年より町並み保存地区として指定（教育委員会の要綱による）してきた、有松、四間道、白壁・主税・檀木、中小田井の 4 町並み保存地区である。地区内の保存対象物件とした建造物や工作物などについては個々の改修・修理に対して助言と補助金の交付を、周辺環境については、新築建造物の意匠や色彩計画に対するアドバイスを与え、これも補助事業の対象としている。4 地区については、引き続きこの制度を有効に活用して行くが、さらに未指定の歴史的建造物に対しては、平成 23 年度に策定した「名古屋市歴史まちづくり戦略」に基づき、身近な歴史的建造物の「登録」「認定」制度を活用して周辺環境との調和と保全を図って行く。

（５）文化財の盗難・毀損などの防災に関する方針

指定文化財については、自動火災報知機、消火器具などの消防設備の設置及び定期点検の指導、財政的支援を行い、火災などによる被害を最小限にできるよう努める。また、地震への対策については、その第一歩として耐震診断の受診を促していく。文化財の保存管理状況の把握については、文化財パトロール員による巡視を行い、不備な点の改善を指導する。文化財の防犯については、文化財パトロール員による巡視を踏まえ住民の日常的な防犯の取り組みの中で協力を呼び掛けていく。

非常時における防災設備の適切な使用や、消防機関への迅速な通報、見学者や職員の避難誘導ができるよう、定期的に消防局と連携した文化財防火訓練をこれまでも増して充実していく。

（６）文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針

文化財の保存と活用は、相容れない所もあるが、文化財の価値を正しく理解し、何故後世に伝えなければいけないのかを周知するための最善の方法は、公開活用事業である。しかし脆弱な文化財を長期間にわたって公開することは、保存という面からすれば、非常な危険を伴う行為である。美術工芸品などのように、移動可能な文化財の公開は、リスク回避のために、適正な設備と専門的職員が配備された博物館施設において、展示日数の制限を考えた上で、その活用が可能であるが、土地と密着した建造物や移動が不可能な文化財は公開日を設定したり、入

場制限を加えて現地で公開することが原則となる。

従来から名古屋市では、博物館施設を活用した展覧会の開催や、建造物の現地説明会を実施するとともに、講演会、シンポジウム、リーフレット・図書などの刊行・配布をとおして、啓発事業を推進してきたところであるが、今後も文化財の所有者や博物館施設との連携を密にして、その充実を図っていく。

さらに名古屋市では、文化財に対して理解と興味を持つ地域住民を「文化財パトロール員」として委嘱している。市内文化財の保存管理状況を定期的に巡視し、その報告を受け、文化財所有者との意思疎通を図っており、その効果は期待以上のものがあり、本制度のさらなる充実に努めたい。

また、市内の 311 カ所に文化財の案内標札を設置しているほか、史跡散策路を 80 コース（延距離 382.2km、紹介史跡数 846 カ所）定め、コース案内看板や誘導標識を建立し、文化財の啓発と、普及に努めている。多大な経費を要する看板類の維持補修については、改修計画を立案し、計画的な建て替えを行っていく。

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

土地に埋もれた埋蔵文化財は、さまざまな開発行為によって破壊される危険を常に背負っている。本市には、こうした埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が 940 カ所も確認されており、その周知のため、区ごとに遺跡分布図を作成し、開発関係機関に配布するとともに、民間の宅地開発業者などには有償で販売している。また、名古屋市のウェブサイトでは、埋蔵文化財の取り扱いに関する各種届け出書類のダウンロードが可能となっている。

市内で行われる開発行為については、住宅都市局建築審査課など開発関係機関に埋蔵文化財の周知を呼び掛けており、開発行為者と教育委員会が事前に協議できる体制を構築している。

今後も遺跡分布図の改訂や、遺跡範囲の確定などをとおして、遺跡の保護保存に遺漏のないよう努めていく。

（８）文化財の保存・活用に係る教育委員会の体制

本市の文化財保護事務は、生涯学習部文化財保護室が担当し、その保存・活用などに当たっている。同室の構成は、室長、係長、主査 2、主事 4、専門職員 8（建築 1、考古担当学芸員 6、民俗担当学芸員 1）と、スタッフとして文化財専門員 6、文化財調査員 2 を配置している。同室の直属施設として見晴台考古資料館が設置され同館の運営と市内一円の発掘調査にあたっている（館長 1、主事 1、考古担当学芸員 1）。なお、町並み保存事業は、副市長以下代決規定第 15 条の 3

の 3 に基づき、観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室が教育委員会の事務を補助執行している。さらに、教育委員会の諮問機関として、文化財調査委員会が設置され、文化財の保存活用、指定文化財の答申などが審議される。委員は 16 名で構成されており、各専門分野は、建造物まちなみ分野 4 名、考古埋蔵分野、美術工芸分野、無形・民俗文化財分野、文書典籍分野各 3 名、史跡名勝天然記念物分野 4 名である（一部委員の重複がある）。

また、文化財の保存・活用・普及・調査研究に専らあたる名古屋市博物館（館長、副館長、総務課長、主幹 1、係長、主査 2、主事 8、技師 2、学芸課長、係長、主査 2、学芸員 13、）、名古屋市蓬左文庫（文庫長、学芸員、主事各 1）、名古屋市秀吉清正記念館（主査・主事・学芸員各 1）を置き、文化財の保存・活用にあたっている。

（９）住民・NPO 法人等各種団体の状況及び体制整備の方針

市内に多く残る山車の保存団体として、名古屋市山車協議会（21 団体で構成）と、名古屋まつりに参加する山車 9 両の保存会で構成される名古屋曳^{ひき}絆^{ずな}会がある。これらの団体は、山車の保存修理・山車まつりに関する情報交換を行うとともに、市と連絡を取りながら文化財の保存・管理や名古屋まつりへの山車の曳行等を行っている。

また東区に所在する河水車を始めとする 5 両の山車については、平成 25 年 5 月に、特定非営利活動法人東区山車まつり振興会が設立された。

市内に 4 カ所ある町並み保存地区では、地域住民の理解と協力により町並みの保存が図られており、町並み保存を推進する市民団体やガイドボランティア等による活動が行われている。市ではこれらの市民団体と連携を図りながら、町並み保存に対する理解と協力を呼び掛けるとともに、地域の歴史の普及・啓発を進めている。

２ 重点区域に関する事項

（１）文化財の保存及び活用の現状と具体的な計画

名古屋城周辺地区は、旧名古屋城下町の範囲を中心として設定している。この区域には特別史跡名古屋城跡と城内の重要文化財をはじめ、多くの文化財が集積している。名古屋城については、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画」に基づき、文化財の保存及び活用を進める。また、四間道地区における県指定有形文化財の伊藤家住宅につき、文化財の保存活用

を進めていく。その他文化財については、重点区域内に位置する白壁・主税・榎木町並み保存地区、四間道町並み保存地区の建造物や、区域内に残る市指定文化財の山車などの保存及び活用を引き続き支援していく。

熱田地区は、熱田神宮を中心に歴史的風致が形成されており、文化財についても熱田神宮内で保存されているものが多い。市としては、熱田神宮の境外に残されている指定文化財について、引き続き保存・活用を図るとともに、これらと熱田神宮内の文化財とが一体となって、熱田の歴史的風致の維持向上につながるよう連携を図っていく。

志段味地区の古墳（志段味古墳群）については、平成 26 年度策定の「歴史の里」基本計画等に基づき、古墳・緑地およびガイダンス施設の整備を行い、令和元年度より全面供用を開始している。引き続き、古墳の公開・活用、ならびに五感を通して古代を体感できるプログラム等を実施し、幅広い世代が歴史を身近に感じ、楽しみながら古代を体験・学習できる場所として運営する。また、志段味古墳群の保存のため、必要に応じて史跡の追加指定を受けることを検討し、追加指定後は古墳の保存活用のための整備を計画する。

有松地区においては、伝統的建造物群保存地区及び町並み保存地区内の建造物に対しての経済的・技術的な支援を実施してきた。引き続き、これらの取り組みを実施していくとともに、市指定有形文化財の岡家住宅について、地区のガイダンス施設としての活用を目指した整備を進めていく。

この他、市内に残る身近な歴史的建造物については、登録・認定地域建造物資産として位置付けるとともに、専門家の無料派遣を行い、保存・活用を図る。

（２）文化財の修理に関する具体的な計画

名古屋城では、「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」や、「名勝名古屋城二之丸庭園整備計画」に基づき、文化財の修理を引き続き行っていく。

特別史跡の一部を構成する石垣は、石垣の膨らみが危険な状態に達した石垣や自然災害により崩壊した石垣等の修復工事を継続的に実施している。

令和 4 年度からは積直し基本計画に基づき積直しを開始した。石の積み直しにあたっては、忠実に復旧できるよう、個々の石に番号を付け、記録を取りながら行うなど慎重に進めていく。

重要文化財の名古屋城旧本丸御殿障壁画は、絵具の剥落、虫害、下地の傷みなど損傷を生じているものについて、順次修復を行っており、今後も継続して、保存・継承を図っていく。

- 名古屋城二之丸庭園の整備（平成 25 年度～）
- 名古屋城石垣の整備（昭和 50 年度～）
- 指定文化財（建造物・史跡等）の保存活用の支援（昭和 47 年度～）
- 名古屋城本丸御殿障壁画保存修理（昭和 61 年度～）

名古屋城周辺地区における指定・登録文化財の修理については、所有者及び管理者の要請に基づき、適切な修理が行われるよう技術的・経済的な支援を行っていく。

- 文化のみちの推進（平成 11 年度～）
- 歴史的町並み保存事業（白壁・主税・榑木地区）（昭和 60 年度～）
- 歴史的町並み保存事業（四間道地区）（昭和 61 年度～）

志段味地区の古墳（志段味古墳群）については、平成 26 年度策定の「歴史の里」基本計画、平成 27 年度策定の「史跡志段味古墳群保存管理計画」に基づき整備を進め、令和元年より、志段味古墳群のガイダンス施設である「体感！しだみ古墳群ミュージアム」と合わせ、志段味古墳群歴史の里の全面供用を開始した。

今後は整備箇所の定期点検を行い、整備箇所の修理・修復を行う。また、古墳群の保存のため、必要に応じて史跡の追加指定を受けることを検討し、追加指定後は古墳の保存活用のための整備を計画する。

- 志段味古墳群歴史の里の保存整備（平成 26 年度～）

有松地区においては、所有者及び管理者の要請に基づき伝統的建造物群保存地区及び町並み保存地区内の建造物に対しての経済的・技術的な支援を継続していく。

- 伝統的建造物群保存地区保存事業（平成 28 年度～）
- 歴史的町並み保存事業（有松）（昭和 59 年度～）

重点区域を含む市内全域において、地域建造物資産として登録・認定された歴史的建造物については、専門家の無料派遣を行い、建造物の修理等に関する相談に対応していく。

- なごや歴まちびとの養成・派遣（平成 23 年度～）

（３）文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

名古屋城においては、第 1 期計画において整備された名古屋城本丸御殿、西の丸御蔵城宝館などの運営を行っていく。

名古屋城周辺地区における施設としては、復元公開されている名古屋城本丸御殿、尾張徳川家伝来の書物を収蔵展示する名古屋市蓬左文庫、市政資料館として活用している旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎（重要文化財）、近代建築を公開し、案内施設として活用した文化のみち檀木館（市指定有形文化財）、文化のみち二葉館（一部登録有形文化財）などがある。これらの施設は今後も名古屋の歴史・文化を広く発信する拠点として、活用していく。また、四間道地区における県指定有形文化財の伊藤家住宅につき、文化財の保存活用を進めていく。

●文化のみちの推進（再掲）

●県指定有形文化財伊藤家住宅の保存活用（令和2年度～）

熱田地区では、点在する文化財を結ぶ案内板等を引き続き整備していくとともに、公的な施設としては、熱田区役所内の展示スペース等を活用して、地元に残された史料を展示していく。また、国宝の短刀や多くの重要文化財を所蔵・展示する熱田神宮宝物館とも連携を図っていく。

●熱田区役所における歴史資料展示（平成22年度～）

志段味地区では、「志段味古墳群歴史の里」の整備の中で、主な古墳が所在する拠点地区をめぐるウォーキングルートを設定し、そのルートを紹介する案内サインを設置するとともに、そのルートを紹介するマップを作成、配布している。引き続き、ウォーキングルートの案内、広報を進めるとともに、案内サイン等の維持管理を行う。

●志段味古墳群歴史の里の公開活用（平成26年度～）

有松地区においては、地区の代表的な商家であり市指定有形文化財の岡家住宅の保存・活用を進め、日本遺産有松の魅力を国内外に発信するガイダンス施設としての活用を進めていく。

●市指定有形文化財岡家住宅の保存活用（令和3年度～）

（４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

名古屋城では築城時から現在に至るまで多くの樹木が生育している。その中には石垣などの歴史的建造物の保存に悪影響を及ぼしているもの、あるいは及ぼす恐れのあるものがある。この課題を解決するため、適切な植栽管理に努めていく。

●名古屋城植栽管理計画の策定（令和4年度～）

名古屋城周辺地区には、白壁・主税・檀木町並み保存地区、四間道町並み保存地区がある。これらは、江戸時代の武家屋敷や商人地などに由来し、今もその面影を残す貴重な地域である。良好な町並みを構成する歴史的建造物、緑、社などは今後も名古屋市町並み保存要綱に基づき、それぞれの地域の特徴に応じた適切な保存・修理・修景を求めている。

また、名古屋城周辺地区には、城下町の祭りを今に伝える山車が多く残り、地域の祭りや名古屋まつり等に曳き出されている。建中寺などの歴史的な建造物の周辺等では、山車と歴史的建造物が醸し出す趣ある雰囲気維持向上を図る。

- 歴史的町並み保存事業（白壁・主税・檀木地区）（再掲）
- 歴史的町並み保存事業（四間道地区）（再掲）
- 栄地区まちづくりプロジェクトの推進（久屋大通公園）（平成 26 年度～）

熱田地区においては、熱田神宮周辺における、宮の渡しや宿場跡、白鳥庭園など数多くの地域資源を活かし、熱田エリア全体を楽しめるまちづくりを推進する。

- 熱田神宮まちづくりの推進（令和 5 年度～）

志段味地区については、古墳の周辺で行われている区画整理事業と連携し、東谷山や庄内川の河岸段丘の景観を含めて良好な環境の形成を図っていく。

- 志段味古墳群歴史の里の公開活用（平成 26 年度～）

有松地区においては、町並み保存地区を中心に周辺環境においても適切な修景等の管理に努めている。

- 歴史的町並み保存事業（有松地区）（再掲）

（５）文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内の指定文化財については、市全体の方針と同様に、自動火災報知機、消火器具などの消防設備の設置及び定期点検の指導、財政的支援を行い、火災などによる被害を最小限にできるよう努める。

また、公共が所有する文化財で耐震改修などを要する建造物については、利用状況などを考慮のうえ、優先順位を付けて改修を行っていく。名古屋城天守閣は、昭和 34 年（1959）の再建以来、50 年以上が経過しており、耐震性を考慮した改修のあり方を検討していく。さらに民間所有の建造物についても、耐震診断を受けるよう指導していく。

また、志段味地区においては、古墳が自然環境と密接な関係にあることから、

来訪者が安全に見学できるような転落防止柵、安全管理施設の整備を行う。

3つの重点区域はそれぞれ、都心部、住宅地、丘陵地といった特徴があり、文化財の盗難・毀損などの防犯においても地域住民等の協力を求めながら、地域の特性に応じた取組みをすすめる必要がある。

（6）文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画

名古屋城では、本丸御殿の公開や、名古屋城を中心に交流・賑わいを創出する事業と連携して、名古屋城の文化財的な価値をより一層多くの来訪者に知ってもらえるように努める。また、市では、名古屋城から徳川園にかけての歴史的建造物が多く集積する地域を「文化のみち」として整備しており、文化のみち榎木館や文化のみち二葉館などの歴史的建造物で、この地域の歴史にちなんだ展示・催しなどを行っている。今後も、名古屋の歴史・文化を発信する拠点として、案内施設などの充実を図っていく。

- 金シャチ横丁構想の推進（平成24年度～）
- 文化のみちの推進（再掲）
- 名古屋城本丸御殿障壁画復元模写（再掲）
- 名古屋まっりの開催（昭和30年度～）

熱田地区は、門前町、宿場町、港町などさまざまな性格をもつまちとして発展してきたが、その名残を今に伝える文化財は、点在していたり、普段は非公開であるなどして、知られていないものも多い。熱田の重層的な歴史を理解し、より身近に感じてもらえるよう、文化財所有者・市民団体・行政などが連携して、文化財の案内・公開等を進めていく必要がある。

- 熱田区役所における歴史資料展示（再掲）

「歴史の里」として整備を行う志段味地区は、古くから都市の拠点であった名古屋城周辺地区や熱田地区と比較して、未だ市民の認知度は充分ではない。今後は、豊かな自然と貴重な古墳群という都心にはない魅力を活かし、多くの人々が訪れる地域となるよう積極的な広報活動を展開する必要がある。学習施設として現地に整備する説明板なども、親しみやすい内容・デザインを採用していく。

- 志段味古墳群歴史の里の保存整備（再掲）
- 志段味古墳群歴史の里の公開活用（再掲）

有松地区においては、市指定有形文化財の岡家住宅の活用を通し、地区の魅力を国内外に発信していく。

●市指定有形文化財岡家住宅の保存活用（再掲）

この他、重点区域を含む市内全域において文化財や伝統文化の保存・継承及び普及・啓発に取り組んでいく。

●指定文化財（建造物・史跡等）の保存活用の支援（再掲）

●指定文化財（無形文化財、有形・無形民俗文化財）の保存活用の支援（昭和 47 年度～）

●歴史的文化普及啓発事業（平成 25 年度～）

（７）埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画

重点区域内の埋蔵文化財については、市全体の方針と同様に、開発業者による必要な届け出と事前協議を徹底する。

名古屋城では、城郭の復元・整備などにあわせて順次発掘調査を行っている。今後も名古屋城の歴史的価値を発掘調査によっても明らかにするべく必要に応じて調査を続けていく。

熱田地区には、断夫山古墳や白鳥古墳、高蔵古墳群などの古墳が良好に残存している。また、熱田台地上には大規模な埋蔵文化財包蔵地が広がっており、今後も開発との調整を適切に行っていく。

志段味地区では、「歴史の里」の整備に向けた古墳の発掘調査を必要に応じて実施する。志段味古墳群は、尾張氏ルーツの地として、名古屋の古代史を明らかにするうえで重要な古墳群であり、適切な管理を継続していく。

（８）住民・NPO 法人等各種団体の状況及び体制整備の具体的な計画

各地区とも地域の歴史を案内するガイドボランティア団体や郷土史の学習グループなどが活動しており、行政とも協働しながら、地域の魅力向上に寄与している。今後、これらの市民団体との連携を図りながら、文化財の保存や地域の歴史を活かしたまちづくりを進める必要がある。

また、地域住民によって支えられている伝統行事のなかには、志段味地区で行われている提灯祭りのように、伝統を維持しながらまちの発展のなかで住民どうしの交流の場としての役割が増大している祭りもある。このような伝統行事のうち、文化財としての価値が認められるものについては、より適切な保護策を講じ、新しく町の住民に加わる人々も含めた祭りの担い手によって今後も継承されていくよう支援を図っていく。

重点区域内の主な市民団体

団 体 名	主な活動
神皇車保存会（東区筒井）	市指定無形民俗文化財の山車の保存
内屋敷唐子会（中村区名駅南）	〃
湯取車保存会（東区筒井）	〃
下花車二福神車保存会（中村区名駅）	〃
紅葉狩車保存会（中村区名駅）	〃
西之切奉賛会（東区新出来）	〃
中之切奉賛会（東区出来町）	〃
若宮八幡社（中区栄）	〃
古出来町お祭囃子保存会（東区古出来）	〃
名古屋城観光ガイドボランティア	ガイド活動
徳川園ガイドボランティア	〃
徳川美術館ボランティアの会	〃
NPO 法人東区文化のみちガイドボランティアの会	〃
白鳥庭園ガイドボランティア	〃
熱田神宮ボランティア観光ガイドの会	〃
堀川文化を伝える会	〃
“ものづくり文化の道”マイスターの会	〃
堀川文化を伝える会	〃
ええとこ守山案内人	〃
有松あないびとの会	〃
有松まちづくりの会	町並みを中心とする歴史的環境の保存
NPO 法人コンソーシアム有松	染織文化の向上
日本遺産運営協議会	日本遺産を通じた地域活性化等
日本遺産実行委員会	〃
有松天満社文嶺講	市指定無形民俗文化財の山車の保存

* ガイドボランティア団体は名古屋観光コンベンションビューロー登録団体